

令和3年度

南薩地区新クリーンセンター建設工事6工区（上水道）

特記仕様書

南薩地区衛生管理組合

特記仕様書

第1章 総則

第1条 工事名等

この特記仕様書は、下記工事に適用する。
工事名 南薩地区新クリーンセンター建設工事 6 工区（上水道）
場所 南さつま市 金峰町 高橋 地内

第2条 契約工期等の取扱いについて

- 1 ~~— 本工事は、工期の前に余裕期間を設定する「余裕期間設定契約制度」の対象工事である。~~
- 2 ~~— 受注者は、落札決定通知の翌日から起算して90日以内の期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。~~
- 3 ~~— 受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。~~
- 4 ~~— 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。~~
- 5 ~~— 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。~~
 - (1)主任(監理)技術者及び現場代理人の配置は要しない。
 - (2)現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。
 - (3)受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。
 - (4)期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

第3条 関係図書

本工事は、契約書及び設計図書によるほか、特に定めのない事項については下記仕様書及び指針や基準書等により施工すること。

- 1) 鹿児島県土木部土木工事等共通仕様書
- 2) 日本水道協会水道工事標準仕様書
- 3) 国土交通大臣官房庁営繕部制定「公共建築工事共通仕様書」
- 4) 水道工事施工管理基準（南さつま市仕様）
- 5) アスファルト舗装工事共通仕様書
- 6) その他最新の関係要綱、指針、示方書等
- 7) その他関係法令規則等

なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従うこと。

第4条 発注者と請負者

この特記仕様書において、甲とは発注者をいい、乙は請負者のことをいう。

第5条 契約数量

この工事の契約数量は、別紙「本工事内訳表」のとおりとする。なお、この数量に変更を生じた場合は、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。ただし、出来形等に係わる設計値等は、図面のとおりとする。

第6条 安全確保

工事現場には監督員の指示により、「道路標識例」「表示施設等の設置基準」等により標識、表示を鮮明にして通行者の安全を確保しなければならない。

第7条 提出書類

本工事の契約は、南薩地区衛生管理組合が準用する南さつま市工事請負契約約款による。提出書類は下記のとおりとする。

- 1 契約約款による契約書類一式
- 2 工事着手届及び工程表
- 3 現場代理人及び主任技術者届
- 4 工事材料検査願い及び機器・材料承認願い（メーカーリストを含む）
- 5 施工計画書（工事始期日から30日以内）
- 6 その他監督員の指示による書類

第8条 前払金

前金払は、保証事業会社の保証がなされた請負金額が300万円以上の工事で、請負金額の10分の4以内で支払うことができる。尚、当初設計においては前記の前金払を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるので、（500万円以下は計上しない。）前金払による補正の率は最終変更でも変更しない。また、南薩地区衛生管理組合が準用する南さつま市会計規則第64条第2項第1号から第3号に掲げる要件全てに該当するときは、既にした前金払いに追加して、契約金額の10分の2を超えない範囲で前金払をすることができる。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額は、契約金額の10分の6を超えてはならないものとする。

第 9 条 部分払い

部分払は、請負金額が100万円以上の場合において、既済部分で3割以上のときに限り支払できる。

100万円以上	500万円未満	1回
500万円以上	3,000万円未満	2回(1回)
3,000万円以上		3回(2回)

前金払を受けたものにあつては()書の回数を超えることができない。

第10条 中間検査の実施

~~本工事については、下記の時点で中間検査を実施する予定であるので、受注者は検査希望日を発注者に書面にて申し出ること。また、検査の日安としては、出来高が50%を超えた時~~

第11条 諸手続

本工事施工に伴う関係官庁に対しての手続きは、請負者の負担をもって完全に履行しなければならない。

第12条 協議・提出等

受注者が、協議や報告等の打合せを監督職員と行う場合、「工事打合簿」を鏡として添付し提出すること。

第13条 材料・機器等の使用及び検査

材料の使用は、「第2章材料」に示すとおりとし、材料を現場搬入後は、材料検査願いを提出して監督員の検査を受け合格品のみ使用するものとする。また、その時に機器等(タンパー規格など)の確認を受けるものとする。

第14条 工事現場管理

- 1 工事用の材料機器は、交通の妨害、その他公衆に迷惑とならない様に常に整理しておくなければならない。
- 2 作業にあたっては、「道路交通法」・「労働安全衛生法」等関係法規を遵守して事故防止に努めなければならない。道路占用許可及び道路使用許可等の条件があるときは、関係官庁の指示に従わなければならない。
- 3 地下埋設物は、施工に先立ち充分調査し、必要のある場合は監督員の指示に従い、試掘により種類・規模・位置を確認しなければならない。工事施工中、地上施設物・地下埋設物等の移動または防護を必要とするときは、監督員に申し出て指示に従わなければならない。これに要する費用は、請負者の負担とする。
- 4 工事施工に先立ち、現場付近の居住者に対して監督員と協議のうえ、工事施工の方法、作業時間等について説明を行い、充分協力を得られる様に努めなければならない。

第15条 工事場所である南さつま市内建設業者の優先活用について

- 1 請負業者は、工事の一部を下請けに付する場合は、南さつま市内、または南薩地域振興局管内(施工地を管轄する土木事務所等)に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
- 2 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「不活用状況報告書」を監督員に提出すること。

第16条 南さつま市産資材及び建設発生土受入施設の優先使用について

- 1 工事に使用する資材及び建設発生土受入施設については、南さつま市内で産出、生産または製造されたもの及び南さつま市内受入施設(以下「市産資材」という。)の優先使用に努めること。
- 2 請負業者は、指定主要資材7品目については市産資材を使用しない場合は、材料承認願の提出と併せて「不使用等状況報告書」を監督員に提出すること。ただし、水道用資材については取扱い店等が市内に存在しないことから、県内に本店を置く資材業者等から調達するように努め、「不使用状況報告書」の提出は要しない。

※指定主要資材7品目「生コン(レディミクストコンクリート)・コンクリート二次製品・石材類・アスファルト合材・木材・樹木・芝」

第17条 測量標識等の保全について

- 1 請負者は、工事区域内にある測量法及び国土調査法に基づき設置された測量標識等の効用を害してはならない。
- 2 請負者は、測量標識等の敷地又はその付近で、標識等の棄損その他の効用を害する恐れがある場合は、当該標識等を設置した者に対し、移転を請求することができる。この場合において、その移転に要する費用は移転を請求した者が負担しなければならない。

第2章 施工体制

第1条 配置技術者等の途中交代

- 1 配置技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、疾病、退職等、真にやむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。
(1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- 2 上記の場合であっても、請負業者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ、途中交代が可能となる。

第 2条 監理技術者等の専任を要しない期間

- 1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

第 3条 現場代理人の工事現場へ常駐を要しない場合

- 1 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合
現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。
 - (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
 - (3) 請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われない期間
- 2 発注者への報告
上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われない期間を明確にしておくこと。

第 4条 現場代理人の兼任

- 1 現場代理人の兼任を認める工事
現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（1）から（6）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。
なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の（1）から（3）及び（7）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。
 - (1) それぞれの工事の当初請負代金額が、3,500万円未満であること
 - (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
 - (3) 兼任できる工事は2件
 - (4) 兼任する工事は、同一市町村内であること
 - (5) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
 - (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること
 - (7) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。
- 2 南さつま市独自の運用
~~兼任する工事のすべてが南さつま市の発注する工事であって、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、次の取り扱いとする。~~
 - (1) ~~上記1で兼任を認められた工事に加え、当初請負代金額が500万円未満の工事については、工事現場の兼任を更に1件認めるものとする。~~

3 手続き

- 現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知すること。なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

4 受注者に対する措置請求

- 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする

5 適用期間

この取扱いは、令和4年3月31日までの契約工事に適用する。

第 5条 監理技術者講習修了証の提出

本工事で、監理技術者を通知する場合は「監理技術者講習修了証」の写しを提出するものとする。対象者は、平成16年3月1日以降、監理技術者資格者証を新規交付された者または更新交付された者とする。なお、平成16年2月29日以前に「監理技術者資格者証」を交付された者は対象外とする。

第 6条 施工計画書の提出

本工事では、工事着手前（工事始期日から30日以内）に、工事目的物を完成させるために必要な手順や工法等についての施工計画書を提出すること。また、施工計画書に段階確認（検査）を種別によって記載すること。なお、施工計画書は2部作成し、監督職員への提出用と現場事務所の保管用とすること。

第 7条 材料承認願の提出

本工事において使用する材料については、施工計画書とともに材料使用承認願を提出すること。

- 1 材料の変更及び追加があった場合も、その都度、材料承認願を提出すること。
- 2 記載した材料については、品質等が確認できる試験成績表等の資料を添付すること。
ただし、次に該当する場合は資料の添付を省略できるものとする。
(1) J I S 製品

第3章 施工条件

第 1条 通水試験と洗管

管布設完了後、管内の異物を排出するため、完全除去が確認されるまで充分排水を繰り返すこと。

- 1 水圧テストは、1Mpaを標準とし、漏水の有無を巡視して確認すること。
- 2 テスト時間は24時間とし、その記録を取り提出しなければならない。ただし、ポリエチレン管については、材質により異なるため、水圧及びテスト時間を監督員に確認し実施すること。
- 3 洗管作業においては監督員の指示に従うこと。

第 2条 ダンプトラック等による過積載防止について

- (1) 工事用資材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当っては資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装置又は物品過積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 土砂等の運搬が輸送契約によって行われる場合には、運送事業用ダンプカー（緑ナンバーダンプカー）を使用するよう努めること。
- (8) (1) から (7) のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第 3条 竣工図・提出書類

- 1 出来高管理資料・・・写真管理資料、出来高数量計算書、出来高管理図
- 2 品質管理資料・・・管理図表および総括表・産業廃棄物伝票関係資料
- 3 材料・資材の品質記録保存資料 [土木工事請負必携による]
- 4 重要構造物等の完成図
- 5 その他監督員が指示した資料

その他に配水管路の工事竣工図（実測図）を作成し、細部の詳細図を提出すること。特に管路については、監督員と協議のうえ作成する。また、この書類・図面・写真管理等一式をCD700MB以上のもので記録させ、書類とともに提出するものとする。（図面等についてはJWWCADファイルデータとし、別途PDFデータも提出すること。）工事写真については、デジタルカメラ（200万画素以上の物とする）によって撮影した工事写真のPDFデータか写真データとする。

●写真の整理順

- 1 完成・着工前写真 B P から E P までの各測点管理場所
- 2 管布設状況 黒板に埋設深さの記入・定規を当てた写真・各測点管理場所・変化が大きい特殊な施工場所
- 3 弁室写真 仕切弁・空気弁等設置状況・設置後定規を当てた写真
- 4 特殊工法写真 推進工法等特殊な場合・布設状況・資材写真
- 5 曲管・切管 継手類はすべて写真管理を行なうこと。必ず埋設深さ及び埋設位置が確認できるよう定規を当てた写真

上記提出書類については、完成期日の10日前までとする。

第 4条 工事の検査

工事の検査は竣工検査とし、日時を定めて立会の上、行わなければならない。竣工検査については、監督員の指示により、機器の機能検査及び通水試験を行い手直し改善等が生じた場合は、監督員立会のうえ速やかに施工し、再検査を受けなければならない。

第 5条 引き渡し及び所有権の移転

引き渡しは、完成検査に合格して竣工図の作成・竣工精算書を提出して承認を受けて完了するものとする。なお、県の立会い及び会計検査のあるときは、請負者は、立会いに協力しなければならない。

第 6条 他工事との調整

本工事は、別件発注工事と同時施工となるため、十分に調整を行い、工事の進捗に支障のないように取り計らわなければならない。

第 7条 その他

その他必要な事項は、監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

第4章 材料

第 1条 材料の規格等

- 1 使用材料（給水装置を含む）は、すべて日本工業規格（J I S）・日本水道協会規格（J W W A）等に適合するものとし、表示のないものは監督員の指示によるものとする。又、配水管資材は下記表示の製品を使用する。

品名	規格番号
ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装	J I S G 5 5 2 6
水道用（耐衝撃性）硬質塩化ビニール管	J I S K 6 7 4 2
水道用（耐衝撃性）硬質塩化ビニール管継手	J I S K 6 7 4 3
水道用耐衝撃性ゴム輪形硬質塩化ビニール管	J W W A K 1 2 9
水道用耐衝撃性ゴム輪形硬質塩化ビニール管継手	J W W A K 1 3 0
ダクタイル鋳鉄異形管内面エポキシ樹脂粉体塗装	J I S G 5 5 2 7
ダクタイル鋳鉄異形管内外面エポキシ樹脂粉体塗装	J W W A K 1 3 9
耐震形ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装	J W W A G 1 1 3
耐震形ダクタイル鋳鉄異形管内面エポキシ樹脂粉体塗装	J W W A G 1 1 4
水道用仕切弁	J I S B 2 0 6 2
水道用空気弁	J I S B 2 0 6 3
水道用急速空気弁	J W W A B 1 1 4
水道用地下式消火栓	J W W A B 1 0 3
水道用ポリエチレン管（1種、二層管）	J I S K 6 7 6 2
水道配水用ポリエチレン管	J W W A K 1 4 4
水道配水用ポリエチレン管継手	J W W A K 1 4 5
水道用ライニング鋼管	J W W A K 1 1 6

- 2 資材の価格については、3社の見積価格を採用しています。

第 2条 材料の検査

監督員の指示により工事用材料の規格証明書（水道協会）を求められた場合は、これに従わなければならない。この場合は、検査を省略することができる。

材料検査に際して、請負者は、これに立会い、不合格品は、ただちに現場より搬出し、合格品と取り替えるものとする。

第 3条 材料の試験、資料の提出

本工事に使用する（再生）アスファルト合材、生コンクリート等は、事前に監督員と材料、配合等について打合わせの上発注し、強度試験、品質検査の報告書を提出し、承認を得なければならない。

第 4条 材料

材料納入に先立ち承認図によって、メーカー・製品について監督員の承認を得て、かつ発注予定先一覧表を提出しなければならない。また設計書等に示したものの以外の製品については、監督員がこれと同等以上と認めた製作所の製品とする。

第5章 管布設工事

第 1条 布設位置

- 1 着工時には、まず法線、縦断、横断等を図面と照査し、その成果を監督職員に報告しなければならない。
- 2 テスト時間は24時間とし、その記録を取り提出しなければならない。ただし、ポリエチレン管については、材質により異なるため、水圧及びテスト時間を監督員に確認し実施すること。

第 2条 掘削・床掘工及び土留工

- 1 掘削・床掘断面は、掘削標準図によることを原則とする。
- 2 掘削・床掘に先立って舗装部分は、カッターにて切断するものとする。
- 3 掘削・床掘は、原則として機械施工（バックホウ）とし、管底部分は人力にて平坦に仕上げなければならない。
- 4 掘削・床掘は、制限時間内に埋戻しが完了できる範囲を原則とする。もし埋戻しが残る場合は夜間点灯・危険防止柵等を設けて、危険防止を保つよう処置しなければならない。
- 5 土質により床掘箇所の崩壊の恐れがある場合は、監督員の指示により請負者の負担にて矢板による土留工を施工しなければならない。
- 6 水のある場合は、排水設備を完備しなければならない。
- 7 掘削、床掘を行う場合設計図書に示す土質区分に変更を生じた場合は、原則として変更の対象とし、確認できるよう掘削断面・延長等の写真を撮ること。土質区分は、土木共通仕様書第1編2-3-1の2の土砂はB分類、岩はC分類とする。
- 8 掘削・床掘等は、設計図に示した寸法・勾配で仕上げることを原則とする。監督職員の承認を受けずに切り過ぎた土量の増は変更契約の対象としない。

第 3条 埋戻し工及び残土処理

- 1 埋戻しは、監督員の段階確認を受け許可を得てから埋戻し、残土は遅滞なく運搬処理しなければならない。（第4条建設発生土の搬出を参照）
- 2 国道・県道・市道及び農道は良質土（シラス及び砂等）埋戻しとする（破碎岩の混入は防ぐ）。埋戻し材については、監督員の検査を受けなければならない。
ただし、シラス埋戻しについては、規格値が高級舗装の場合は修正CBR値が20以上、簡易舗装については修正CBR値が10以上とする。
- 3 非粘性土の締固めは、「JIS A1210」「JIS A1214」に定める突固め試験で得た最大乾燥密度の85%以上とする。
- 4 粘性土の飽和度は、85%以上95%以下を目標とする。
- 5 埋戻し等は、タンパー70kg以上を使用し、仕上げ厚20cm程度を標準とする。（ただし1層目については、管保護のため35cm以内とする。）締固め回数往復3回以上とする。
- 6 他の機種を使用する場合は、施工前に監督員の承諾を受けなければならない。
- 7 盛土及び埋戻し施工中は、常に雨水等による土砂流失を起こさないよう排水処理を考慮し施工すること。
- 8 産業廃棄物は、指定場所へ処分しなければならない。（特記仕様書 第8章再生資源を参照）

第 4条 建設発生土処分

本工事の施工により発生する建設発生土は、下記により搬出すること。

指定処分A

1 受け入れ場所

(株)けんゆう 南さつま市加世田小湊字片蓋上3382番外
上村開発(有) 南さつま市坊津町坊字出来山7961
(株)森組 南さつま市笠沙町片浦14767番地他

- 2 仮置き等：（必要な場合は、その場所を明示）
- 3 再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。
- 4 処分状況の記録を工事完成図書に含めて提出すること。
- 5 工事発注後に、やむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

第 5条 管の布設

- 1 配管にあたっては、縦断面図・配管詳細図・その他設計図面を原則とし、充分理解の上で施工しなければならない。
- 2 管の土被りは、原則として設計図面に準拠しなければならないが、部分的に前後の状況及び地下埋設物によって、設計図面どおりに布設できない場合は、監督員の承認を得て変更しなければならない。
- 3 管布設において既設構造物、又は地下埋設物に支障なきように注意し、必要に応じ防護工を施し、もし取り壊して付け替えを必要とする場合は監督員と打ち合わせの上、請負者の負担にて施工しなければならない。

第 6条 管の接合

硬質塩化ビニール管ビニール管の接合は、RR接合・TS接合で行い、それぞれ滑材・接着剤を使用し接合前にはウエス等で清掃する。また、RR接合は挿入機等を使用すること。

第 7条 暗渠横断及び橋梁添架

- 1 架設に先立ち、施工図を作成して監督員の承認を得て施工しなければならない。
- 2 県、市などより許可申請関係書類の提出の必要が生じ、図面等の提出を求められた場合は、遅滞なく提出しなければならない。

第 8条 路面復旧工

- 1 路面復旧は原型復旧を原則とし、埋戻し後舗装復旧の期間は監督員の指示により請負者の責任にて路面を整備し交通に支障のないよう処理しなければならない。
- 2 アスファルト舗装については、日本道路協会アスファルト舗装要綱・簡易アスファルト舗装要綱及び県アスファルト舗装示方書（道路事業の手引き）に準拠するものとする。（特記仕様書 第7章舗装工を参照）

※ 水道管布設工事の施工監理留意事項について

工事施工にあたり、設計図書、工事標準仕様書、特記仕様書に基づいて施工しなければならない。

また、建設業法、道路交通法、騒音規制法、労働基準法、職業安定法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生規制、まち市民の環境をよくする条例、その他関係法令条例等に従うとともに、道路、河川等管理者及び警察署の指示許可条件を遵守しなければならない。主任技術者、現場代理人及び配管工に定められた人は、上記事項に留意し、監督員と十分な連絡をとりながら、常に工事現場の進捗状況を把握し工事の円滑、迅速な進行をはかり、作業員等に十分監督指導し、付近住民に迷惑をかけないよう風紀衛生の取締り、工事災害等の防止に努めること。

1. 工事着手

- (1) 着手前の打合せについては、現場説明事項に留意するとともに現場状況を十分調査して、施工詳細図等により実行程を打合わせること。
- (2) 付近住民に工事の周知をはかること。チラシ等の配付については原稿を提出し市側と協議すること。
- (3) 関係団体に工事協力をお願い、学校、幼稚園、スクールゾーン委員会、保健衛生環境整備等。
- (4) 工事に関し非常連絡態勢の確立、電話連絡先等に通知、会社事務所員にもあらかじめ工事内容を知らせておくこと。
- (5) 材料検査表及び承認図の提出、管材は規格品とし、特殊製品については承認されたものとする。
- (6) 道路標識、工事標示板等は指定のものとし、工事機関は実施期日を明確に記入すること。
- (7) 他埋設物の調査及び当該管理者への手続き、ガス、NTTケーブル、電力ケーブル、水路下水道等、その管理者の指示を受けること。
- (8) 工事用資材の確認、機器の整備、点検を行うこと。
- (9) 工事の長期間にわたるカ所、また夜間作業等においては、仮設電力を設置すること。
- (10) 特に、夜間は、騒音に留意すること。（エンジンカッター、ランマー、舗装切断カッター等）

2. 現場作業

- (1) 舗装切断、舗装面は必ず切断用カッターを使用し、標準断面幅に切ること。また安全施設は本工事に準ずる。即日掘削しない時は、切りくずを除去しておくこと。
- (2) 布設位置の決定については、部分的にカッターを入れ、試掘を行い決めること。
- (3) 舗装切断作業は現場代理人又は配管工立合いのうえ行うこと。
- (4) 布設予定管路が指示図通り施工できない場合は、監督員と協議すること。
- (5) 現場代理人は、工事全般について熟知し、工事用機械器具等は、当該工事に適応したものを使用すること。
- (6) 1日の作業延長は工事時間が制約されるので、土砂置換、転圧、舗装作業等を考慮のうえ決定すること。
- (7) 機械掘削・床堀による管の床付け面は、不陸整正及び転圧を入念に行うこと。
- (8) 土留め工、水替えには十分注意し安全な作業を行うこと。
- (9) 工事現場内では、保安帽及び安全靴を着用すること。
- (10) 現場代理人及び配管工は腕章を着用すること。
- (11) 建設機械の運転時は、道路に隣接する植栽、生垣等に十分注意し、排ガス対策を講じること。

3. 配管

- (1) 配管工は豊富な実務経験と知識を有し、熟練した人を配置すること。人員は工事の規模により定める。
- (2) 管の据付けにあたっては、内部及び継手部を清掃し適応した工具及び手順により行うこと。
- (3) 布設は原則として、低所から高所へ配管し、文字は上向きとする。
- (4) 他埋設物と接近する場合は、原則として30cm以上離すこと。
- (5) 作業終了後または休憩時間等は、必ず木栓又は板蓋等を取付け、管内に異物や土砂、汚水等が流入しないようにする。

- (6) 管接合要領は、仕様書のとおりとし、特にK形継手・メカ型継手の締付はトルクレンチを使用し、締付けトルクを厳守すること。又、フランジ接合はパッキンが移動しないよう固定し、ボルトを片締にならないよう締めつけること。
- (7) 連結作業については、「8. 連結作業心得」によるものとする。
- (8) 給水切替作業にあたっては、給水装置所有者に切替の主旨を十分に説明し、承諾を得てから土地への立入り及び工事を行うこと。

4. 埋戻し

- (1) 指定された土砂（良質土等）を用い、片埋めにならないようにしタンパー70kg以上で十分締め固める。
- (2) タンパーを使用できない箇所は、棒つき、水締めを行い十分締め固めること。

5. 路面復旧

- (1) 即日復旧を原則とする。
- (2) 土工標準断面図により施工すること。

6. 洗管・水圧試験

- (1) 水圧試験は、空気抜きを十分行いながら管内に充水し、加圧して監督員より指示された圧力にて24時間保持すること。（自記録計設置）給水装置の水圧試験は新設工事完了後、試験水圧0.75Mpaを3分間以上かけて漏水の有無を確認すること。通水、洗管は、監督員の指示により作業を行う。
- (2) 請負者の施工ミスにより適正な水量以上使用する場合は、その都度協議し、有料とする。

7. 工事連絡等

- (1) 工事施工中の日報・工程連絡表はその都度提出を原則とする。（月報については月始め）但し、やむを得ない理由がある場合は、電話連絡すること。
- (2) 工事中の協議、打合せ、報告、連絡等については原則として現場代理人が行うこと。
- (3) 現場代理人は工事現場において、諸般の事務連絡を常時可能にするため、工事現場に電話を設置した場合等を除き、携帯電話を装備する等、不時の呼び出しにも応ずるような体制をとること。

8. 連結作業心得

送配水管の切断、連絡作業は短時間のうちにやりとげなければ周辺の住民等に迷惑をあたえることになる。

断水時間は原則として日中とする。作業を早く正確に行うために市と施工者により工事内容、方法手順等について十分な打合せが必要である。又全体を掌握する指揮は主任技術者とする。

●注意事項

- (1) 管材料搬入（特に付属品の確認）
材料の集積は工事に支障がない限り順番に配置し、吊込みに時間がかからないようにする。
- (2) 連結箇所確認
試掘により既設管の管種、口径（吋、耗）、ジョイント形式、他の埋設物の確認を行い、事前に切断位置を決めておく。
- (3) 既設管の切断
イ. 切断の位置寸法を再確認し、監督員と協議の上作業にかかる。
ロ. 既設管を切断する場合、管内の水が流出してくるがこの水は、早急に汲み出し、断水時間の短縮に努めること。このため監督員と打合せ、十分なポンプ設備を施すこと。
- (4) 接合への準備
イ. 切管で長さの決定したものは事前に切断しておくこと。
その他、必要本数の切管は用意しておく。
ロ. 仕切弁の継手は陸継ぎする。
- (5) 連結
既設管との連結には、既設管には汚泥はもちろん、木片又は作業用器具等を置き忘れないよう十分注意し、監督員立会のうえ、管内の点検を行い、支障のないことを確認したうえで連結すること。

第6章 路盤工

第1条 路盤工に使用する材料及び路盤工の締固め度は、下記のとおりとする。

1 材料 (高級舗装)

種 別	最大粒径	修正CBR	P I
下層路盤(t=15cm以上)	50mm以下	20%以上〈30%以上〉	6以下
下層路盤(t=15cm未満)	30mm以下	20%以上〈30%以上〉	6以下
上層路盤(t=15cm以上)	40mm以下	80%以上〈90%以上〉	4以下
上層路盤(t=15cm未満)	30mm以下	80%以上〈90%以上〉	4以下

(簡易舗装)

種 別	最大粒径	修正CBR	P I
下層路盤(t=10cm以上)	40mm以下	10%以上〈20%以上〉	9以下
上層路盤(t=8cm以上)	30mm以下	60%以上〈70%以上〉	4以下
上層路盤(t=8cm未満)	30mm以下	60%以上〈70%以上〉	4以下

注) アスファルトコンクリート再生骨材を含む材料を用いる場合は、〈 〉内の数値を適用

2 締固め度

ア. 車道部

上層路盤：平均値が最大乾燥密度の97%以上

下層路盤：平均値が最大乾燥密度の96.5%以上

但し、下層・上層路盤共に個々の値が95%を10個に1個(93%は20個に1個)の確率で下ってはならない。

イ. 路肩部及び歩道部

平均値が最大乾燥密度の90%以上

第2条 路盤材料の敷均し

路盤材料の敷均しは人力敷均しを原則とするが、他の方法で行う場合は監督員の承諾を受けるものとする。敷均した材料は、必ずその日に締固めを完了すること。

第3条 瀝青(加熱混合)安定処理工

1 混合物の使用材料は下記のとおりとする。

- ・粗骨材の種類 : 砕石
- ・粗骨材の最大粒径 : 40mm以下
- ・アスファルトの種類 : ストレートアスファルト
- ・アスファルトの針入度 : 60~80

2 混合物の締固め度は平均値が基準密度の95%以上とし、個々の値は93%を20個に1個以上の確率で下ってはならない。

3 プライムコートの材料及び散布量は、下記を標準とする。

PK-3 : 1.20/m²

第7章 舗装工

第1条 混合物の種類

混合物の種類は下記のとおりとし、配合設計は土木工事共通仕様書第3編第2章第6節による。

種 類	①粗粒度	②密粒度	③密粒度	①粗粒度	④密粒度G
用途最大粒径	中間・基層 20mm	表 層 13mm	路肩・歩道 13mm	中間・基層 20mm	表 層 13mm
突固め回数	50回	50回	50回	50回	50回
アスファルト の針入度	60~80			I型 50以上 II型 40以上	
アスファルト の種類	ストレートアスファルト			改質アスファルト (I型及びII型)	
粗骨材の種類	砕 石				

第2条 混合物の締固め度

混合物の締固め度は、下記のとおりとする。

1 車道部及び路肩部の各層及び路肩の締固め度は、平均値が基準密度の96%以上とし個々の値は94%を下ってはならない。

2 歩道部の締固め度は、平均値が基準密度の90%以上とする。

第3条 交通開放

転圧終了後の交通開放は、舗装表面が十分冷えてから(おおむね50°C程度以下)行わなければならない。

第 4条 プライムコート及びタックコート

プライムコート及びタックコートの材料及び散布量は下記を標準とする。

プライムコート (PK-3) 1. 2ℓ/m²

タックコート (PK-4) 0. 4ℓ/m²

プライムコート及びタックコートは、原則として5℃以下のとき又は降雨時に行ってはならない。

第 5条 改質アスファルト

1 密粒Gアスファルト混合物全重量に対して、1%の消石灰をフィラーの一部として使用することを標準とする。

2 改質アスファルトの品質は、舗装設計施工指針 (P 2 1 3 「付表-8. 1. 1」、P 2 2 2~2 2 4 「付表-8. 1. 1 0 ~ 付表-8. 1. 1 4」) の標準的性状を合格するものとし、使用前にミルシートを提出し承諾を受けた後施工するものとする。

第8章 再生資源

第 1条 再生資源の利用

請負者は下記の資材の使用に際し、再生資源を利用すること。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	A s 量 6 0 ~ 8 0 % 密粒 Smax	
再生切込碎石(かごしま認定リサイクル製品)	R c - 4 0 (3 0) Smax	
再生コンクリート砂	R s Smax	

第 2条 指定副産物 (アスファルト、コンクリート塊、建設発生木材) の搬出

本工事の施工により発生する指定副産物は、下記により搬出すること。

1 受け入れ場所

アスファルト・コンクリート類

(株)ニッシンエコネット 南さつま市加世田内山田寒中ヶ迫8842-1

茅野産業(株) 南さつま市坊津町泊3755

南生建設(株) 南さつま市加世田川畑11799-1

(株)中崎碎石 枕崎市西鹿籠赤仁田16155-2

木くず・建設発生木材等

茅野産業(株) 南さつま市坊津町泊3755

2 建設工事の施工により発生する建設廃棄物は、受入施設として許可を受けた処分場に搬出すること。なお、写真管理として、使用車両のナンバー・許可標章・積込状況・経路状況・積降状況を提出すること。

3 再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて提出すること。

4 建設工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

第 3条 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

本工事の施工により発生する指定副産物は、下記により搬出すること。

1 紙マニフェストの場合は、マニフェストの【E票】(以下「マニフェスト」という。)は、受注者にて保管し、このマニフェストのコピー(記載事項が確認できる範囲で縮小コピー可とする)を完成書類に含めて提出すること。ただし、E票のコピーが不鮮明で記載事項がわかりにくい場合は、A票のコピーを添付することとする。

なお、マニフェストが相当数になる場合は一覧表も作成すること。

2 電子マニフェストの場合、マニフェスト情報を記録した電子データ(CSV形式)や受け渡し、確認票による確認とする。

第 4条 再生資源利用促進計画(実施)書

1 請負者は、本工事における再生資源の利用及び促進について「土木請負工事必携の10再生資源の利用の促進について」に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。

2 請負者は、工事完了後において、上記1の計画書に基づき利用促進を図った再生資源の実績を、再生資源利用促進実施書として作成し完成書類に含めて提出すること。

3 1~2における再生資源利用促進計画書及び実施書は、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」又は国土交通省のホームページで公開する「建設リサイクル報告様式※」を使用すること。

4 請負金額が100万円以上の工事については、別途「建設リサイクル報告様式」のエクセルデータ又は「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」にて登録した場合には通知書の写しを提出すること。

第9章 その他

第1条 安全管理

- 1 工事期間中は安全巡視員（又は安全管理者）を配置し、工事現場における安全に関する巡視、点検、連絡調整等工事地域内全般の監視あるいは連絡を行わせ安全確保に努めなければならない。
- 2 労働安全衛生法、同法施行令、及び同法施行規則を遵守すること。
- 3 交通管理については、充分留意して交通管理員の設置によって交通に与える影響を最小限にするよう作業及び交通処理計画を作成し、監督員の承認を得て工事現場内のトラブル・交通事故の絶無を期さなければならない。
- 4 工事施工の安全を確保するため「土木工事安全施工技術指針」（全日本建設技術協会発行）によること。
- 5 本工事は別紙「現道工事における交通処理対策特記仕様書」によらなければならない。
- 6 下記事項について日常の管理記録を整備し、監督職員の指示があった場合提出すること。
 - ・ 安全教育・訓練、安全巡視、KY活動、社内パトロール等記録
 - ・ 使用機械、車両等の点検整備等記録
- 7 工事看板については、視距が確保できる範囲で伐採等を行うものとし、さらに設置箇所の前後40mは空き缶除去等の定期清掃を行い現場管理に努めること。工事看板撤去の際は、番線・釘等を残さず回収すること。
- 8 GW、お盆、年末年始等の大型連休の際は、各工事現場内で第三者の等の事故が考えられるので、連休中の安全管理（パトロール等）や連絡体制等を、連休前までに監督職員へ提出すること。

第2条 安全・訓練等の実施

安全・訓練等の実施については、土木工事共通仕様書1-1-32（工事の安全確保）の規定によるものとする。また、施工管理として安全・訓練等の実施状況報告書を写真と共に提出すること。

第3条 施工計画

施工計画の策定にあたっては、付近住民の生活環境を犯すことのないよう施工方法、使用機械、工事材料等を十分検討しなければならない。

- 1 労働安全衛生法、同法施行令、及び同法施行規則を遵守すること。
- 2 工事現場周辺に対しては、騒音・振動等を極力少なくするほか、散水その他、飛砂塵介のでないよう処理すること。
- 3 工事施工中、土中埋設物等図面に明示されていないものがある場合、又は、地住民から施工の要望があった場合は、回答を出さず監督員と協議の上、その指示に従うものとする。
- 4 工事施工中は、地域住民に対し、細心の注意を払い地域住民とのトラブルのないように施工すること。
- 5 工事施工に伴い疑義が生じた場合は、書面（工事打合せ簿等）により発議すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

第4条 保安施設

現道工事現場における保安施設等の設置にあたっては、土木請負工事必携によるものとする。

第5条 工事中の水防等

工事中の水防は、監督員と連絡を密にし、早急にその対策を講じるとともに事後遅滞なく書面により監督員に報告しなければならない。また、工事期間中降雨が予想される場合は、気象情報等に注意し次の事項を厳守するものとする。

- 1 作業中に雨の降ることが予想される場合は、洪水等に対する見張り人を配置し、安全対策を講ずるものとする。
- 2 洪水等の発生が予想される場合には作業を一旦中止し、天気予報等により降雨状況等を判断し作業の再開を決定するものとする。

第6条 公共事業労務費調査に対する協力について

- 1 本工事が三省九州地方連絡協議会の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し、三省九州地方連絡協議会に提出するなど、必要な協力を行わなければならない。また本工事の工期経過後においても同様とする。
- 2 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、請負者は労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存するなど、日頃により使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- 3 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合は、請負者は当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第 7 条 建設工事の適正な確保について

- 1 建設業法に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- 2 建設業法第 26 条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は監理技術者については、適切な資格、技術力等を有するもの（請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る）を配置すること。
- 3 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない監理技術者は、建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者は、同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者資格者証を有するものを配置すること。この場合において発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
- 4 1、2 及び 3 のほか、建設業法に抵触する行為は行わないこと。

第 8 条 工事カルテ作成・登録

工事請負金額 500 万円以上の工事については、工事实績情報システム（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター（以下 JACIC）、平成 14 年 10 月）に基づき「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に速やかに JACIC へ提出するとともに、JACIC 発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。また JACIC への提出期限は次のとおりとする。

時 期	提 出 期 限
受 注 時	契 約 締 結 後 10 日以内
途中変更時	変更のあった日から 10 日以内
完 了 時	工 事 完 成 後 10 日以内

第 9 条 監督員との確認事項

工事の施工にあたり次の各号の一に該当する事実を発見した時は直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- 1 建設業法に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- 2 設計図書の表示が明確でないこと。（図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤り又は脱漏があることを含む。）
- 3 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- 4 設計図書の他に提示する「参考資料」は、あくまでも現場説明参加業者の適正・迅速な見積りに供するための一資料にすぎず、何ら請負契約上の拘束力を生じるものではない。工事の実施にあたっては、この主旨を十分理解し、事故発生等の事態を招かないよう、その防止措置に留意すること。
- 5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと、以上の事実が確認された場合において必要があると認められる時は工事内容の変更の対象とするが請負側において、自主的に施工した場合については対象としない。設計変更となる際は、変更測量をして監督員にただちに提出のこと。

第 10 条 土地借上

工事施工において民地借上を必要とする場合の地元折衝及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は請負者の責任において処理しなければならない。

第 11 条 民地への無断立入の禁止等

工事期間中は、民地への無断立入または資材・機材散乱等、紛争の因となる行為は、厳に慎まなければならない。

第 12 条 官有地の使用

官有地に仮設物を設置する場合は、関係官庁に所定の手続きをしなければならない。

第 13 条 その他・留意事項（事前調査等）

- 1 本工事において、水道管等の埋設があるため南さつま市水道課との連絡を密にし、水道管理設図の閲覧を行い、支障ある箇所については事前に協議をするものとする。（建設・水道課連絡協議会）
- 2 公共事業または個人の所有造成等の工事などにより、図根点が亡失している為工事を行う際は、地籍図の図根点等が支障をきたした場合は完成後に必ず復元をお願いします。（税務課より）
- 3 南さつま市は、埋蔵文化財包蔵地の区域が多数ある為工事中に遺物（土器や石器）または遺跡が発見されたときは、工事を中断し現状を変更することなく速やかに南さつま市教育委員会文化課文化財係までに届け出るものとする。（文化財保護法第 57 条の 5）
- 4 工事着工前にガス管、NTT 管（光ケーブル管を含む）、下水管等の埋設物の有無を占用する各施設管理者に再確認すること。また、掘削にあたっては、埋設物管理者に再確認すること。
- 5 南薩地区衛生管理組合が発注する建設工事等（以下「組合工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく組合（発注者）及び警察に通報すること。

組合工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生

- じる等の被害が生じた場合は、組合(発注者)と協議を行うこと。
- 6 重機の旋回範囲内に支障となる電力線、電話線、光ケーブル等架空占用物件がある場合は、各施設管理者と施工方法を打ち合わせる。

第14条 「ヤンバルトサカヤスデ」まん延防止対策

ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、また、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査をおこない、監督職員に報告すること。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

- (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
- (2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱い可能な焼却施設で焼却処理する。
一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、民間の焼却施設
産業廃棄物：民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します）

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

- (1) 薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。
- (2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4 発生地区に搬出した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記1～3の措置が講じられているかを確認する。

6 ヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

- 『加世田』 加世田地区(高城・舞敷野東・舞敷野西・白亀・屋地・ハーモニー・愛宕下・愛宕上・貝掛・中野・柿本)
川畑地区(上村西・上村東・下村・川畑東・加治屋・落・高倉東・高倉西)
長屋地区(武田上・内布下・内布北・内布中・内布南・鮎川)
内山田地区(西尾・坂口・松元・中村・横平・玉虫野・東山・田頭・山下・金気田平・大野・鉄山)
津貫地区(干河区・西原・中間上・中間中)
久木野地区(新地・浦口・上門・津貫福元・新山・久木野・下木屋・新下木屋・中山・小原)
益山地区(浜堀・春)
万世地区(唐仁原・内田佐方・神村・小松原三区・小松原四区・当房・相星東・相星西)
小湊地区(中央東・中央西・園山・小湊上村・仲間)
『笠沙町』 赤生木地区(市崎木場・松木場・笠石・新田・山野・並木)
玉林地区(黒瀬・椎木・小浦・片浦)
笠沙地区(太郎木場)
『大浦町』 越路・榊・木連口・宮園・大浦福元・大浦平原・大木場・九玉・久保・柴内・原・永田・有木・上之門・小浜・干拓・皮籠石地区
『坊津町』 栗野地区(栗野)
坊泊地区(上之坊・坊之浜・下浜・中坊・上中坊・鳥越・松ヶ迫・泊)
清原地区(泊平原・鋤迫・茅野・草野)
久志地区(田崎・博多・平尾・大久志・山口・上野・共伸・仁田川・今村・塩屋・池屋敷・末柏・平崎)
秋目地区(秋目)
『金峰町』 田布施地区(堀切・尾下四)
大坂地区(扇山・田ノ平・松葉江・牧内)
阿多地区(花瀬・上之馬場・新山北・新山南)
白川地区(浦之名東・白川東・白川中・白川日枝・白川西・白川南谷)

合計：137自治会

上記地区は令和2年12月11日現在であるので、確認された場合は地区を追加する。また、南さつま市周辺の南九州市・枕崎市・指宿市・日置市でも確認されているので、製品及び資材等の搬出など注意すること。

現道工事による交通処理対策特記仕様書

第 1 章 総 則

最近の自動車交通の激増に伴い、道路工事施工現場における交通処理に対しては相当の苦心が払われているが、最近各地において道路工事施工のため交通障害を期している実例があるので、今後かかることがないように道路を通行する者の立場にたつて（１）施工の迅速、（２）交通整理、（３）工事標識の整備などに一段の創意工夫を加え、責任をもってこれにあたり、常時円滑に交通が確保されるよう万全を期すること。

第 2 章 施工計画

- 第 1 条 交通に与える障害を極力少なくするよう工期の短縮、施工計画、工事の段取り等について十分に考慮すること。
- 第 2 条 工事実施の期間は交通の比較的閑散な時期を選ぶよう心がけ、必要によっては週間に作業休日の日を設け、さらに 1 日のうちで特殊な作業を制限する時間帯を設定することを考慮すること。
- 第 3 条 予定工程表等について十分に検討を行ない、段取りの不手際のため交通に支障を与えないようにすること。
- 第 4 条 交通量に応じて適当なすれ違い区間を設けるとか、施工区間を短距離に限定することなどによって交通車輛を 3 分以上停止させないように配慮すること。
- 第 5 条 止むを得ず長距離にわたり同時施工を要する場合、又は、市内の交通の激しい箇所においては夜間作業又は急速施工法を考慮する。
- 第 6 条 コンクリート舗装版の打設順序は交通に支障を与えないように留意すること。
- 第 7 条 雨季又は雨天時の交通確保を考慮し、路面排水に留意した施工法を実施すること。
- 第 8 条 通学路の安全確保について
児童・生徒等の安全を確保するため、小中学校等の通学路に指定されている路線のうち、幅員が狭小、歩道が未整備など、交通安全上支障がある区間については、やむを得ない場合を除き工事車輛の通行を控えること。なお、具体的な路線・区間については、監督職員と協議することとし、通行ルート（迂回路）の計画を施工計画書に含めて提出すること。

第 3 章 路面の整備及び危険防止

- 第 1 条 路面は常に良好なる状態に維持しなければならない。路面の破損した箇所は直ちに砂利等を補給し、これらの維持に留意すること。
- 第 2 条 雨天時の交通確保を考慮し、路面排水を確実にしない得る横断勾配排水処理をとること。
- 第 3 条 路面損傷等のため、はまり込んだり故障したりした一般交通車輛の救出には積極的に協力し、これによって生ずる交通遅延を極力少なくすること。
- 第 4 条 工事中の交通危険を防止するため、床掘箇所等危険な箇所には赤色等、防護柵等を設けること。
- 第 5 条 工事中落石、法崩れ等の恐れがある場合には、監督員をおくとか、標示板等により交通者に周知させるとともに必要な場合は、防護柵を設置しなければならない。
- 第 6 条 法崩れ等により交通不能となった場合、またその他交通止め等交通を制限する必要がある場合は、直ちに監督員に申し出ねばならない。監督員は所轄警察署と打合せ対策を講じ、必要な場合その結果を一般に周知させる処置をとらねばならない。

第 4 章 交通整理

- 第 1 条 交互交通においては自動車の待時間をおおむね 3 分以下とするよう交通量に応じて閉塞区間を定めなければならない。
- 第 2 条 タブレット方式による交通統制は、見透しの出来る区間でなければ採用してはならない。見透し可能な区間に中間信号手を置いて両端の状況の連絡を可能にすること。
- 第 3 条 地形、その他必要と認められる時は、連絡電話を設けるなど交通に与える指示の明確敏速化を図り、交通整理に留意しなければならない。
- 第 4 条 交通規制員は交通車輛を円滑に規制するため、臨機の処置を取り得る能力を有するものでなければならない。
- 第 5 条 作業員を交通車輛及び作業車輛の危険から守るため、必要な整理員を配置しなければならない。
- 第 6 条 所轄警察署と常に連絡を密にし、交通整理の指導を受け一般交通の円滑を図らなければならない。
- 第 7 条 交通の規制については、標示板等を通じて常に広く一般に周知させるようにしなければならない。

第 5 章 迂回路

- 第 1 条 工地上、迂回路を必要とする場合には、迂回路を明示し交通に支障のないように整備しなければならない。特に橋梁架替工事の場合において、現在橋梁若しくは仮橋に対する重量制限の標識と共に迂回路についての標識を的確にすること。
- 第 2 条 迂回路を規制する時は、その標識を出来るだけ明確になる方法を講じ、必要な場合には交通車輛に対して十分予備知識を与えるため、相当前方に標示板を設けるなどの処置を十分に考慮しなければならない。
- 第 3 条 迂回路はその全線にわたり、必要な箇所に案内標示板を設けなければならない。迂回路が一本道であっても原則として、1 km以下の間隔で設置すること。
- 第 4 条 迂回路を規制する時は、その標識を出来るだけ明確になる方法を講じ、必要な場合には交通車輛に対して十分予備知識を与えるため、相当前方に標示板を設けるなどの処置を十分に考慮しなければならない。

第 6 章 作業方法

- 第 1 条 工事材料の積卸しによる一般交通車輛の通行停止をみだりに行なってはならない。
- 第 2 条 盛土用土砂、工事材料等の仮置については、一般交通の障害を出来るだけ少ないように考慮する。
- 第 3 条 側溝、床堀土砂等の残土は、掘削と同時に処分し、埋戻土はあらかじめ板囲等を設け路面排水及び交通の障害とならぬよう処理する。
- 第 4 条 切取土砂は原則として仮置することなく搬出すること。また、作業場は現道上に土砂が流出せざるよう板等で腰囲などを行ない、囲いにそって臨時の側溝を設けること。
- 第 5 条 現道の路肩は整形し、残土はすみやかに捨土するとともに、在来側溝の溜まり土を排除すること。
- 第 6 条 工事中の材料の置場には、極力路面の使用を避けること。
- 第 7 条 工事中の作業機械の行動を敏速にし、一般交通を阻害しないように留意すること。
- 第 8 条 作業後の機械器具の整理は、交通に障害を与えぬようにすること。
- 第 9 条 路面工の施工にあたっては、できる箇所から速やかに逐次仕上げてゆくこと。このため小区間毎に仕上げ、交通障害を軽減すること。

第 7 章 標示板、警戒灯 の設置

- 第 1 条 工事中の道路標識を完備すること。
工事箇所においては、一方通行者がその指示に従って支障なく通行できるように標識等の施設を設け、必要な人員を配慮して交通の指導に当らせるとともに共通の危険を防止するために必要な標示施設（赤色燈及び防護柵等）を明瞭かつ確実に設けること。
- 第 2 条 工事箇所の起終点には「工事中的ご協力をお願いします」等の言葉を書いた標示板を置かなければならない。この標示の言葉を各作業者の一人一人の胸中に十分自覚させ、行動にそれが現れるよう指導しなければならない。
- 第 3 条 標示板は常にきれいに保たなければならない。
- 第 4 条 警戒灯は赤色の明るいもので、最悪の条件下でも100 m先方から確認できるものでなければならない。また、その数は言必要に応じて多くしなければならない。特に濃霧のかかる地区、または時期には黄色灯も併用しなければならない。
- 第 5 条 作業場境界標は、交通車輛の利用度を低下するような幅広いものであってはならない。

(特記仕様書第1章第11条関係)

工 事 打 合 せ 簿

発 議 者	<input type="radio"/> 発注者 <input checked="" type="radio"/> 受注者	発 議 年 月 日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工 事 名		請 負 者 名	
(内 容)			
添付図 葉, その他添付図書			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 変更契約の対象となるので, 別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> 緊急を要するものであるため, 工事打合簿により指示します。 併せて, 変更契約の対象となるので, 別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日: 令和 年 月 日	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日: 令和 年 月 日	

課 長	参事兼施設係 長 (総括監督員)	監 督 員

現 場 代 理 人	主 任 (監 理) 技 術 者

(特記仕様書第2章第4条関係)

南薩地区衛生管理組合
管理者 本坊 輝雄 殿

令和 年 月 日

請負業者
商号又は名称
代表者の氏名

印

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

現場代理人氏名	連絡先		
兼任する工事 (申請工事)	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	現場代理人不在時の緊急連絡先	氏名	
		連絡先	
兼任する工事 (他工事1)	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		
兼任する工事 (他工事2)	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		

※添付書類：兼任する工事の当初契約書（写し）

※兼任する工事（他工事）の承認を得た場合は、その承認書等の写しを後日提出すること

(特記仕様書第9章第1条関係)

安全・訓練等の実施状況報告書

工事名			請負者名		
契約工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)				
実施日	所要時間 (時 分 ~ 時 分)	参加人数	実 施 内 容 等		
			----- ----- ----- ----- -----		
			----- ----- ----- ----- -----		
			----- ----- ----- ----- -----		
			----- ----- ----- ----- -----		
			----- ----- ----- ----- -----		

(注) 実施状況写真は別添のとおり。

(特記仕様書第9章第1条関係)

安 全 ・ 訓 練 等 の 実 施 状 況

工事名		業者名		工期	
実施日	令和 年 月 日	天候		実施時間	
講師 (役職・氏名)				雇用作業員数 参加作業員数	名 名
講習内容					
実施写真					